管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
110010	火薬類を用いて製造される製品（火工品）の無許可製造に係る適用範囲の拡大	火薬類取締法第3条、4条、7条、11条 火薬類取締法施行規則第4条、5条、15条、19条 昭和49年通商産業省告示第51号	火薬類の製造は、経済産業大臣（一部については都道府県知事）の許可が必要である。 製造の許可にあたっては、火薬類の製造施設及び製造方法が経済産業省令で定める技術基準に適合しており、かつ、製造を適確に行う能力があり、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであることが必要である。 また、製造の許可を受けた製造事業者は、自己の用に供する火薬庫を所有又は占有しなければならない。火薬庫は、経済産業省令で定める技術基準に適合していなければならない。	少量の火薬類を用いて製造され、安全性が確保された製品については、火工品の無許可製造に係る適用範囲の拡大を要望する。	動物生態調査用遠隔測定（テレメトリー）発信器を作る際、既製の電気導火線を内蔵させる過程において、接続線を短く切る作業が発生する。 その際、既製の電気導火線の火薬量が極めて少量（30㎎以下）であっても、法第三条の規定により、【火薬類】の取扱いとされ経済産業大臣の許可を受ける必要がある。 この為、火薬量が極めて少量（30㎎）以下の既製の電気導火線を使う場合でも、堅牢な火薬庫の設置や製造設備が必要となるほか、過剰と思われる手続きや技術基準が定められていることから、国内での動物生態調査用遠隔測定（テレメトリー）発信器を製造する際の障害となっており、外国製品を使わざるを得ない状況になっている。 既製の火薬量が少量である電気導火線を加工する際は、無許可で取り扱えるようにすることにより、国内での動物生態調査用遠隔測定発信器の製造がスムーズに行なえるようになり、研究者のニーズに応える商品づくりや産業の活性化につなげたい。 【求める規制の特例措置】 ①火薬類取締法　第三条　において、既製の電気導火線を加工する場合経済産業大臣の許可を不要とすること。 ②昭和49年通商産業省告示第51号において、製造業者であっても、既製の電気導火線を保管する場合は、2000個以下であれば保管庫を不要とすること。 【代替措置等】 対象となる企業を限定する。また、火薬類の簡易な製造に限定するため、安全性は確保されると考える。	C	―	火薬類取締法は、火薬類が爆発した際の製造作業従事者や周囲の環境に対する被害を防止する観点から、事業者に対して製造許可や許可に伴う必要な義務を課している。これを踏まえ、法第3条では、火薬類に加工を施す場所であり、かつ、比較的まとまった量の火薬類が滞留する場所である製造所について、火薬類の爆発の危険性等を考慮し、1つの火工品の使用量が少量であっても、その業を行うにあたり許可制をもって被害の未然防止を図っている。 しかしながら、現在でも少量の火薬類を用いた火工品の事故は依然として発生しており、火薬類については、細心の注意を払ってもなお事故の起きる可能性のある危険なものという認識を持っている。本年も極めて少量の火薬類を使用した火工品の製造ラインにおいて発火し、製造工室の検査装置、壁及び照明器具等が破損する事故が起きているが、本法律で定める許可制により、その事故の被害や件数は最小限で抑えられていると考えている。 以上の理由から、法第7条で製造事業者に求める、製造施設・方法の技術基準への適合、技術的能力の有無、災害の発生の防止に支障がないことなど、各要件を全て確認することなく、提案のとおり法第3条の許可を不要とすることはできない。 ただし、現在の制度下においても、製造業者が取り扱う製品等の安全性のデータ等を提出し、当省において専門家に諮った上で、製造施設や製造方法について、一定の安全性が確保されていることが確認されれば、大臣の認可により緩和された基準で法第3条の許可を受けることは可能である（火薬類取締法施行規則第4条第3項及び第5条第3項）。 ②の電気導火線を製造業者が庫外貯蔵する場合には、昭和49年通商産業省告示第51号ではなく、火薬類取締法施行規則第15条の表(8)にあたり、500個以下までは許可不要の旨が規定されているため、あらためて規定する必要はないと考える。 なお、火薬類取締法施行規則第15条で、貯蔵する者の火薬類に関する知識（火薬類保安責任者免状取得者であるか否か等）及び貯蔵する設備の技術基準等に応じて、貯蔵できる火薬類の種類と量が規定されているところ、その数量を超えて庫外貯蔵を行うことは、万一の爆発の際に、周辺への安全確保が明確でないことから認められない。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。 また、本件について、提案者が提出した資料内の1の(2)の施設等が全て必要なのかについても見解をいただきたい。	現在想定しているテレメトリー発信器の製造事業では、火薬(30mg以下、最多2,000個)を含む材料は電気導火線のみ、火薬に関わる作業は既製の電気導火線をカットし機器にはめ込むという作業のみである。 製造方法は既製の電気導火線カットによるという限定された条件での製造であれば、その条件に適合していると長野県が認可する事業について、火薬類取締法第3条ならびに同法第4条の適用除外とし、火薬類取締法施行規則に定める製造施設基準についても適用除外とする、という特例を提案したい。 また、本テレメトリー発信器の製造を行う場合には、電気導火線については法施行規則第15条、テレメトリー発信器については昭和49年通商産業省告示第51号に規定する販売事業者のみに限定するのでなく、製造事業者も同様にいずれも2,000個までの貯蔵を認めるよう提案したい。	C	－	当省の懸念は、先の回答のとおりである。 今回の作業については、法第7条で求める危害予防のための各々の許可要件を全て確認しなくてよいとする理由が不明であり、現に少量の火薬であっても事故が発生しているため、単に扱う火薬類が少量であることのみをもって、法第3条の許可を不要とし、第4条の製造禁止規定を適用しないとすることはできない。 ただし、製造施設や製造方法については、現行制度下においても大臣の認可により緩和が可能であり、提案者が提出した資料の1（2）の施設等についても、その安全性が確認されれば、この制度を利用することは可能である（火薬類取締法施行規則第4条第3項及び第5条第3項）。これは火薬庫についても同様である（施行規則第32条）。 テレメトリー発信器の製造を行う者が電気導火線又はテレメトリー発信器を庫外貯蔵することは、施行規則又は告示においてそれぞれ500個又は100個まで認められている。この数量を越えて貯蔵することは、先の回答で説明した理由で認められない。 なお、火薬類の製造の許可を受けるためには、提出された資料の1（2）に挙げられた「厳格な技術的基準に適合した製造施設」であること等5つを含む要件が求められるが、その基準は、火薬類の種類、製造工程等により扱いが異なる。火薬類の製造については、施行規則第4条、第4条の2、第5条及び第5条の2を、火薬庫については、第18条から第32条をご参照いただきたい。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	法施行規則第3条に規定する無許可製造に係る条文によれば、理化学上の実験を目的とする製造事業は400g以下/回の火薬を規定数量としている。今回の動物生態調査は理化学上の実験目的と基本的な考えは同じであり、また、当該条文と比較しても本提案内容の30mg/回は極少量であることから、火薬を原料とするテレメトリー発信機は安全な火薬量の範囲内で製造されると考える。	C	－	少量の火薬類を取り扱う際の当省の懸念は先の回答の通りである。 なお、法施行規則第3条第1号で規定する理化学上の実験において無許可で取り扱うことができる火薬等の量は、一概に火薬等の安全な量を示すものではない。 法第4条の理化学上の実験とは、学校や研究所、工場などにおいて物理学上あるいは化学上の研究目的のために行う実験を指し、火薬類に関して十分な知識や経験を有する教職員や研究者等の指導のもとに行われる製造の実験を「理化学上の実験」として、法施行規則第3条第1号により1回の実験において無許可で扱える火薬等の量の上限を定めています。 火薬類の製造を繰り返し「業」として行う場合については、火薬類の累計量が増加するのは勿論のこと、継続的に火薬類が加工される状態にあることや、関係作業者も継続的に火薬類に近接していること等から、扱う火薬類とその停滞量に応じて、関係人員の数や所外物件との距離等に一定の制限を課し、係る安全を確保しているところ。 ご提案にある作業は、理化学上の実験ではなく、定常的な製造行為であり製造業にあたるため、ご提案は受け入れられません。		1016070	長野県	長野県	経済産業省
110020	住宅等における屋内電路の対地電圧の制限の直流給配電のシステムの実証的検討に向けた規制緩和	電気設備のに関する技術基準を定める省令 電気設備の技術基準の解釈	住宅の配線については、電気設備の技術基準の解釈第143条において、対地電圧を原則300V以下とするよう規定している。	電気設備技術基準及びその解釈において定められている住宅の屋内電路の対地電圧が、「原則300V以下」という制限を「原則500V以下」への自治体特定事業などでの特例措置を求める。	特定電気事業者の事業として、自営線による【直流】の電力供給を認め、その際、屋内電路の対地電圧を「原則500V以下」に引き上げて欲しい。 自治体特定事業等では、自立・分散型の自治体内特定地域の電力網を直流ベースに公共施設や住宅等の接続運用の実証的検討を構想している。そこでは、街区や地区のエネルギーシステムにおいて、再生可能エネルギーや蓄電池の電力をそのクラスター内で、消費と生産を調整して自律的な荷電融通のマネジメントシステムを検証する等を行うことと想定している。 データセンター等で実装されている500V以下で直流給配電を住宅へ適用することで、街区などクラスター連携を親和的に検討することができ、安全性及びコスト削減が期待されるため。これにより、既存の電力系統をよりレジリエント性高くするとともに、低炭素化の強化を実現する実証的な給配蓄電システム開発や制御技術への貢献を自治体特定事業において推進する。	D	―	特定電気事業の許可について、電気事業法第3条で電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないと規定しており、同法第5条各号（第5号除く）のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可はできないこととなっているが、直流、交流については許可の要件とはなっていないことから特定電気事業者の電気事業に関する問題ではない。 住宅の配線については、「電気設備の技術基準の解釈」第143条において、対地電圧を300V以下とするよう規定しているが、電気設備の技術基準の解釈は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものであり、当該省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容は解釈に限定されるものではない。したがって、改善提案の内容が当該省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠を有している場合には、自らの責任において直流配線設備を施設することが可能。			D	―				D	―			1047010	富士見町	長野県	経済産業省
110030	自治体内発電装置から、自治体内蓄電池への送電・蓄電の許可	電気事業法第3条、第4条、第5条	特定電気事業を営もうとする場合、電気事業法第3条第1項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受けなければならないと規定しており、同法第4条で許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を提出しなければならないとしている。 その申請書の中で、特定電気事業として電気事業の用に供する電気工作物のうち発電用のものにあっては、「設置の場所」、「原動力の種類」、「周波数及び出力」を記載しなければならない。	経済産業大臣の認定を受けた事業に限り、蓄電池への充電ならびに所内負荷への接続を許可する	特定電気事業者の事業として、ソーラーパネルで発電した電気を充電した蓄電池、もしくは蓄電機能を有する電気自動車を利用し、特定電気事業の契約者を対象に蓄電池による電力供給を可能とする。 自治体特定事業等では、テレワーク拠点整備など先導的な低炭素エネルギーによる事業展開が想定されており、太陽光発電や蓄電池の電力を自治体内で道路を挟んだ地区を超えて、蓄電池、もしくは蓄電機能を有する電気自動車等で供給する仕組みにすることで、より広い領域での融通を直流給電により達成するため。	D		特定電気事業は、特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業であり、当該事業を営むに当たっては、電気事業法第5条第1項各号（第5号を除く）に掲げる基準を満たすことが必要である。 今回頂いた要望内容については、どのような形態で事業を行うのか詳細について整理を行う必要があるが、要望事項と共に提出されたイメージ図によれば、太陽光発電所で発生した電気を、電線路ではなく、蓄電池・蓄電機能を有する電気自動車を介して供給先へ電力供給を行うものと考えられる。このような、供給行為については、そもそも特定電気事業に該当しない可能性もあることから、事業内容によっては現行の規定を改正することなく対応することも可能であると考えられる。			D					D				1047020	富士見町	長野県	経済産業省
110040	災害時および自治体特定事業での地区間電力融通の実行における特定供給の供給先に関する規制緩和	電気事業法第17条第1項、同条第2項、同条第3項	特定供給については、電気事業法第17条で「電気事業を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者（一般電気事業者を除く。）は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」としており、同条第3項に許可を認める要件として以下のとおり規定している。 第1号　電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と経済産業省令で定める密接な関係を有すること。 第2号　供給する場所が一般電気事業者の供給区域内又は特定電気事業者の供給地点内にあるものにあっては、当該一般電気事業者の供給区域内又は当該特定電気事業者の供給地点内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。	経済産業大臣の許可不要な電気供給の要件に、「災害・停電時および自治体特定事業において相互協力を約定している組織内等への供給」という要件の追加を求める。	自治体内にある複数のメガソーラから特定の対象に対しての自立的供給を許可願いたい。 普段はソーラーパネルによる、特定電気事業者としての事業を想定しているが災害時、経済産業大臣の許可がなくても、【町】の単位において、特定電気事業者の電力供給エリアから、一般電気事業者の電力供給エリアに接続し、特定の避難施設等への【交流】による電気の供給を許可して欲しい。但し、災害時に一般電気事業者のエリアへ無許可で交流による電力供給をする際は安全策として、周波数や電圧などの電力品質を自力で維持するための制御システムの導入を行った上で流すことを条件とする。 自治体BCPの観点から、商用系統停電時などに太陽光発電や蓄電池の電力を自治体内の地区間(分散点在する避難施設)で融通して有効に使う仕組みとすることで、より広い領域で災害対応での有効活用や地域エネルギーセキュリティの確保を可能とする。	C	Ⅰ	特定供給については、電気事業法第17条第3項第1号に規定する「密接な関係」を有する者に対して行う供給行為であり、許可に当たっては供給の相手方及び供給する場所ごとに経済産業大臣の許可を受ける必要がある。 したがって、電気の供給を行う者と電気の供給を受ける者との間に密接な関係が認められるものであれば、災害時も含め、特定供給の許可を取得することによって電気の供給を行うことが可能である。 今回の御提案が、災害時に一般電気事業者の系統に自由に接続し、電気の供給を行いたいというものである場合には、保安上の支障が生じる可能性があるほか、それに伴う災害復旧作業が遅延することにより、他の需要家への電力供給が遅れることの要因となる可能性があることから、そのような御提案は認めることができない。			C	Ⅰ				C	Ⅰ			1047030	富士見町	長野県	経済産業省